

保安監査の結果等による改善指示に対する改善措置

このたびは、当社が委託している株式会社総合車両製作所における輪軸組立作業の車輪圧入作業記録において、一部数値の書き換えを発生させたことを深くお詫びいたします。本事案を厳粛に受け止め、安全を第一に、再発防止に取り組んでまいります。改善指示に対する改善措置については、以下の通りです。

改善指示内容

(4) 安全管理体制の点検と見直し(3/31まで)

- ・同様の問題が他の作業や部門で無いか点検し、必要な見直しを行うこと。

【点検結果】

本事案を受け、同様の問題がないか車両部門の他の作業及び他部門の安全に係る作業を点検し、法令違反や数値等書き換えるなどの不適切な行為は確認されませんでした。ただし、委託先と取り交わしている契約書において当社の社内規程類が反映されていないなどの事案が確認されましたので、以下の通り速やかに改善措置を講じてまいります。

【改善措置】

今後も同様の問題を発生させないことを目的に、安全運行に関わる鉄道部門において、以下の対応を進めてまいります。なお、以下の(1)～(3)は、改善指示(1)～(3)に対応した鉄道部門全体の対策であり、(4)は安全管理体制の強化に向けた対策になります。

- (1) 保守作業における委託先との一部の業務委託契約書において、当社の社内規程類が網羅的に反映されていないものがあったため、より確実に実施するために、委託先との業務委託契約書に遵守すべき当社の社内規程類を明記致します。
- (2) 保守作業における委託先の教育訓練体制については、委託先との合同の安全会議や、個別の安全パトロールなどにより把握しておりましたが、委託先の教育及び訓練の管理をより確実に実施するために、関係する社内規程類に明記致します。
- (3) 保守作業に用いる検査・試験装置等について、新規導入時は装置上で書き換えできない仕様で導入すると共に、現在所有する書き換え可能な装置を書き換えできないように改修致します。
- (4) 安全管理規程について、委託業務の範囲をより明確化するために規程の改定を実施致します。

以上